

令和 7 年度 加賀市新商品開発助成事業募集要項

新商品開発、新技術開発等を行う市内中小企業者等に対して必要な補助を行い創造的企業の育成を促すことにより、本市産業の活性化を図ることを目的とし、加賀市新商品開発助成事業実施要領に基づき、次のとおり、補助金の交付を希望する中小企業者等を募集します。

1 募集区分

次の 3 つの区分により、募集します。

- (1) 加工食品
- (2) 伝統的工芸品(九谷焼、山中漆器)
- (3) 一般製品等(伝統的工芸品及び加工食品以外の商品、サービス等)

2 補助対象事業

令和 7 年度中に実施される、商品・サービス等の開発または既存の商品・サービス等の改良であって、次の(1)～(4)のいずれかに該当する新商品開発が対象となります。ただし、販売を目指すものに限る。

- (1) 従来品と比較して地域性又は独創性に富む商品・技術・サービスであること
- (2) 新市場を開拓するための商品・技術・サービスであること
- (3) 産学連携の取組による商品・技術・サービスであること
- (4) 既に製品化された新商品の事業化行動(販売を始めて 3 年以内)であること

3 補助内容

補助金額は補助対象経費の 1/2 以内とし、50 万円を限度とします。(ただし、販売促進費の補助限度額は 10 万円とします。) また、次の項目に該当する場合は、合計で最大 20 万円を加算して支給します。(補助金額は最大 70 万円)

(補助金加算項目)

- (1) 産学連携加算…大学等の研究機関と連携して新商品開発を行う場合は、大学等へ支払う経費の 2 分の 1 以内(限度額 10 万円)を加算します。ただし、大学等研究機関に定める大学等と共同研究開発等の契約に基づく連携があることを必須とし、設備の利用や学生の協力等簡易な取り組みのみである場合を除きます)。
- (2) ふるさと納税返礼品登録加算…開発した新商品を加賀市ふるさと納税の返礼品として登録申込をした場合は 10 万円を加算します。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに加賀市ふるさと納税返礼品募集要領に基づく返礼品への登録申込を完了し、同年 6 月 30 日までにふるさと納税サイト等への掲載を行う必要があります。※返礼品について詳しくは企画課(TEL 0761-76-5709)にお問い合わせください。

(補助対象経費)

補助対象経費は、補助金の交付決定日(令和7年8月予定)から令和8年3月末までに発生する次の費用です。

(1) 試作品開発費・試験研究費

①原材料費、機械装置費、外注加工費、構築物費、工具・機器費、知的所有権導入費、デザイン費、その他の経費(ソフトウェア開発に要する直接人件費等)

②開発に係るコンサルティングの費用(技術指導などの費用)

(2) 販売促進費

①販売に係るコンサルティング等の費用

②販売宣伝費

③販売に係る電子商取引のシステム構築費

(3) 大学等へ支払う経費

①産学共同研究開発等の契約に基づき大学等に支払う経費

②上述の契約に基づき、大学等において開発に専念する従業員の人件費

4 応募資格

常用雇用の従業員がおおむね50人未満の市内の中小企業者等(2者以上の企業連携も可)で市税等の滞納がないもの

5 応募受付期間

令和7年5月1日(木)～6月30日(月)

6 応募の手続き

以下の提出書類を加賀商工会議所または山中商工会に提出してください。書類の様式は、観光商工課、加賀商工会議所、山中商工会に配置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

7 提出書類

①新商品開発計画書、新商品開発計画内容説明書(別紙1)

②企業連携説明書(別紙2)※申請者が2者以上の企業連携の場合のみ

③加工食品の製品仕様書(別紙3)※加工食品の場合のみ

8 選考審査

7月中旬に書類及び面接による審査会を行います。

9 選考のポイント

選考にあたっては、次の点に着目し、総合的に判断します。

(1) 商品の内容

①独創性、優位性

独自の技術・ノウハウであるか。既存の類似製品等と比較し、優位性は大きいかな。

②市場性

市場や顧客ニーズがあるか、またはニーズを掘り起こす将来性が高いかな。

③地域性

地域資源の活用や地域との連携はあるかな。

④異業種連携の取り組み

異業種間の交流や連携の取り組みがあるかな。

⑤産学連携の取り組み

大学等の研究機関と連携した取り組みがあるかな。

※原則、大学等研究機関に定める大学等と共同研究開発等の契約に基づく連携があることを必須とする。

(加点点目)

次の場合は、審査上加点の対象とします。

- ・令和7年4月1日時点において、創業後5年以内である。

新たに事業を開始するため、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書（開業届）の提出又は法人の設立登記を行った日から5年以内の者に加点

(減点点目)

次の場合は、審査上減点の対象となります。（減点となりますが、併願することはありません。）

- ・昨年度において、本補助事業による助成を受けている。
- ・昨年度または本年度において、同一の新商品・新技術の開発等において国・県等から同一趣旨の補助金を受けている。（ただし、同一の経費に対する本補助金と国・県等の補助金の併用は不可）

(2) 事業計画

①具体性、妥当性、可能性

事業実施計画に具体性・妥当性があるか。取引先やターゲットは明確か。実現可能性は高いかな。

②収支計画、採算性

収入、支出を過大または過小評価していないか。妥当性はあるか。採算見込みはあるか。付加価値の確保は十分かな。

- (1) 過去に本補助事業に応募実績のある同一の新商品・新技術の開発等(改良したものを含む)による応募はできません。

また、広く中小企業者を支援するという本補助金の目的趣旨から、1企業1案件の採択とします。

- (2) 選考にあたり、代表者等の説明責任者による審査会への出席が必須条件となります。

■申込先 ○加賀商工会議所

TEL : 0761-73-0001 / FAX : 0761-73-4599 / E-Mail : consult@kagaworld.or.jp

○山中商工会

TEL : 076-204-6816 / FAX : 0761-78-1766 / E-Mail : yamanaka@shoko.or.jp

■問合先 ○加賀市観光商工課

TEL : 0761-72-7940 / E-mail : shoukou@city.kaga.lg.jp